

議案第 6 1 号

狭山市立勤労福祉センター設置及び管理条例及び狭山市立智光山荘条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 狭山市立勤労福祉センター設置及び管理条例（昭和 5 2 年条例第 3 号）
- (2) 狭山市立智光山荘条例（昭和 5 5 年条例第 3 1 号）

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

施設の老朽化、利用者の減少等に鑑み、狭山市立勤労福祉センター設置及び管理条例及び狭山市立智光山荘条例を廃止したいので、この案を提出するものである。